

## 令和4年度 函館市社会学級開設要項

### 1 趣旨

社会学級は、地域住民が自らの意思によって加入し、全体講座を通して主体的に学ぶことにより、教養と知識・技術等を学び合う成人教育の場として、教育委員会の求めに応じ、市立小・中学校長が開設し、社会学級開設校（以下「開設校」という。）と社会学級生連絡協議会が責任をもって運営を行う。

### 2 主催

函館市教育委員会

### 3 開設期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

### 4 開設校

市立小・中学校13校

### 5 社会学級生

開設校の校区内に住所を有する成人等（以下「学級生」という。）

### 6 社会学級の目標

- (1) 地域社会の一員として、地域づくり・学校支援等に協力する。
- (2) 全体講座を主として、学級生が協力し合いながら自己教育・相互教育となるような学習に取り組み、クラブ活動への参加のみに限定することがないように努める。
- (3) 全体講座の実施について、他の学級と合同で行うなど、開設校および社会学級主事が協力・工夫をし、社会学級の活性化につながる活動を展開する。

### 7 社会学級主事の設置と役割

- (1) 開設校に社会学級主事を置く。
- (2) 社会学級主事は、学校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。
- (3) 社会学級主事は、学級生とともに社会学級の運営を行い、必要に応じ学級生に対し、指導・助言を行う。
- (4) 社会学級主事は、教育委員会との連絡事務を行うとともに、活動について把握し、適切な内容であることを確認のうえ、講座実施報告書を教育委員会へ提出する。
- (5) 社会学級主事の報酬は、年額10,000円とする。

### 8 学級運営上の留意点

- (1) 社会学級の運営については、学級生と社会学級主事が協力しながら自主的に行う。
- (2) 謝礼金を必要とする外部講師による講座を実施した場合は、1年度につき1学級ごとに1回5,000円を限度に教育委員会が負担する。
- (3) 講座の講師謝礼金は、教育委員会において講座実施報告書を精査し、支払対象となる場合は、講師の指定する金融機関口座へ謝礼金を振り込むものとする。

### 9 その他

家庭・社会生活の向上に寄与することを目的として、社会学級生連絡協議会を組織する。